

■議案第83号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

【要旨】

過疎地域自立促進計画の一部変更について、その内容が「事業計画の自立促進施策区分の項目ごとの概算事業費合計額のおおむね2割を超える変更であって、なおかつ当該変更により計画本文（本文中の表を含む。）の修正を伴うもの」は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決が必要となっています。

今回の計画変更については、上記に該当するため、議会の議決を求めるものです。

なお、法第6条第7項において準用する同条第4項の規定による高知県への事前協議については、本年8月に協議書を提出し、異議がない旨の回答を得ています。

【内容】

四万十町過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分「地域文化の振興等」の事業計画に、事業内容として「文教施設整備・改修事業」を追加します。

なお、この事業は窪川四万十会館の充実と長寿命化を図るため、経年劣化の著しい施設や付帯設備等について計画的な整備・改修を行うもので、その財源として過疎対策事業債を活用するものです。

【新旧対照表】

改正後				改正前			
計画書 P42				計画書 P42			
7 地域文化の振興等				7 地域文化の振興等			
(4) 事業計画（平成28年度～32年度）				(4) 事業計画（平成28年度～32年度）			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	文教施設整備・改修事業	町		(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	文化財保存活用事業	町	
	文化財保存活用事業	町					
(2) 過疎地域自立促進特別事業	四万十川再生事業 四万十川再生への取り組みを推進し、資源を活用した地域経済の発展に寄与する。	町		(2) 過疎地域自立促進特別事業	四万十川再生事業 四万十川再生への取り組みを推進し、資源を活用した地域経済の発展に寄与する。	町	

【事業計画参考資料の概算事業費】

〔追加事業の概算事業費〕

単位：千円

事業内容	全体	H28	H29	H30	H31	H32
文教施設整備・改修事業	57,309	30,409	9,050	6,400	6,200	5,250

〔自立促進施策区分の項目ごとの概算事業費合計額〕

単位：千円

自立促進施策区分	変更前 A	変更後 B	B-A	増減率
1 産業の振興	4,132,560	4,132,560	0	0.0%
2 交通通信体系の整備、情報化	4,016,514	4,016,514	0	0.0%
3 生活環境の整備	4,528,947	4,528,947	0	0.0%
4 高齢者等の保健及び福祉	1,764,107	1,764,107	0	0.0%
5 医療の確保	274,537	274,537	0	0.0%
6 教育の振興	2,171,401	2,171,401	0	0.0%
7 地域文化の振興等	184,622	241,931	57,309	31.0%
8 集落の整備	652,023	652,023	0	0.0%

【根拠法令】

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）

～第6条のみ抜粋～

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。

- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。
- 6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。
- 7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。